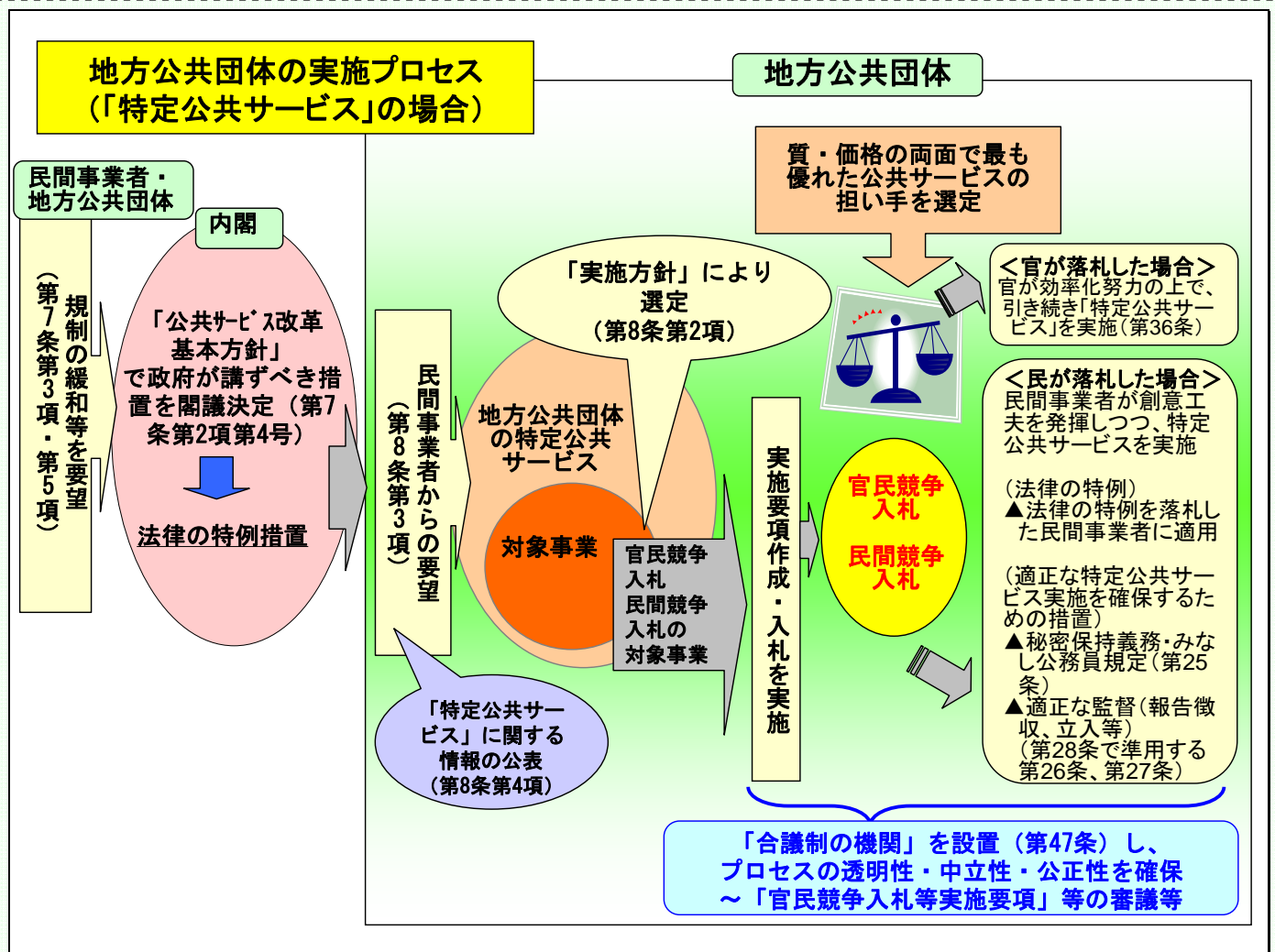


地方公共団体における市場化テスト

公共サービス改革法における位置づけ

- 市場化テストを実施するか否かは、地方公共団体の自主的な判断
- 国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」を定めることや、法令解釈の明確化など、環境整備を図る
- 公共サービス改革法に基づく市場化テスト（「特定公共サービス」（現行では窓口6業務））は、下図の手続に基づき実施



	地方公共団体が実施する「官民競争入札」	地方公共団体が実施する「民間競争入札」
法律の特例あり（「特定公共サービス」）	本法で規定	本法で規定
法律の特例なし（※）	現行の地方自治法等において対応可能	現行の地方自治法等において対応可能

（※）「特定公共サービス」以外の地方公共団体の市場化テストについては、現行の地方自治法等の法令に基づき実施可能

「公共サービス改革基本方針」 における決定事項（地方公共団体関係）

1. 窓口関連業務

- 6つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を、市場化テストにより民間委託できるよう、公共サービス改革法に「法律の特例」（特定公共サービス）を創設
- 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を民間委託できることを明確化
- 登録・届出及びこれに伴う証明書の交付など24事項について、市町村の適正な管理の下においては、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳への記載、証明書の作成等に関する事務についても民間委託できることを明確化

2. 徴収関連業務

- 地方税、国民健康保険料等の徴収関連業務（電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等）について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、先進事例の周知などを実施
- 公営住宅の滞納家賃、公立病院の医業未収金の徴収関連業務について、上記と類似の措置を実施

3. 公物管理関連業務

- 次の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施
 - ① 水道施設、②工業用水道施設、③下水道関連施設

4. 統計調査関連業務

- 地方公共団体が実施する次の統計調査関連業務について、民間開放を推進
 - ① 総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査を除く）
 - ② 文部科学省所管の指定統計調査